

令和6年度  
事業計画

地方競馬全国協会

# 令和6年度事業計画

## I 事業運営の基本的な考え方

### 1. 事業運営の基本方針

地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、地方競馬主催者（以下「主催者」という。）の共通の利益となる事業等を実施する地方共同法人として、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進と馬の改良増殖その他畜産の振興に資するため、「お客様を基本」に「主催者の立場に立った視点」で事業を運営し、「お客様に安心して楽しんでいただける地方競馬」の実現を図る。

令和6年度においては、令和4年11月に可決・成立した改正競馬法の趣旨を踏まえて、主催者及び関係団体と連携したうえで公正確保の徹底を図るとともに、地方競馬の魅力向上と売上拡大に向けて全力で取り組む。「第四期競馬活性化計画」（以下、「競馬活性化計画」という。）に基づく施策・事業に着実に取り組んでいくことで「地方競馬の経営基盤の強化」を実現し、地方競馬の目的である畜産振興及び地方財政の改善に、より一層貢献していく。

### 2. 地方競馬を取り巻く情勢と協会の対応

令和4年度の地方競馬は総売得金額が過去最高を記録し、初めて1兆円を超えた。令和5年度に入り、コロナ感染症が5類へ移行し様々な経済活動が回復基調になるとともに、円安による物価上昇等の影響もある中で、4月～1月の一日平均売得金は対前年比101.0%（1月末日現在）となっており、前年度並みを堅持している。今後もこの基調を持続するものとしたうえで、令和6年度の売得金は、令和5年度の売得金見込額1兆784億円を基準に、新たな競走体系の本格開始による増要素を考慮して1兆1,220億円とする。

こうした中で協会は、畜産振興及び競走馬生産振興という地方競馬の役割をしっかりと果たしていくため、主催者とともに公正確保対策の強化により不祥事案の根絶を図ることでお客様の信頼を確保し、安心して競馬を楽しんでいただける環境を構築するとともに、改正競馬法を踏まえて策定された競馬活性化計画に基づき、「地方競馬の共通基幹システム<sup>1</sup>の更新」、「強い馬づくり」や「新しいダート競走体系の整備」に向けた取組を主催者と連携して着実に推進していく。

### 3. 令和6年度に取り組む重点課題

競馬活性化計画を着実に推進し、将来に向けた地方競馬の持続的発展への道筋を確固たるものとするため、令和6年度は以下の施策に重点的に取り組む。

- (1) 主催者及び関係団体と連携した公正確保の徹底
- (2) 畜産振興事業及び競走馬生産振興事業の拡充
- (3) 地方競馬の公益貢献に関する効果的な情報発信
- (4) 競馬活性化計画に基づく主催者の施設整備の着実な推進
- (5) 新しいダート競走体系の周知と出走奨励策等の充実
- (6) 地方競馬共同トータリゼータシステムの構築と確実な移行
- (7) 地方競馬における人材確保・育成策の強化

## II 具体的な取組

### 1. 競馬の公正かつ円滑な実施に向けた業務

地方競馬の公正な実施を確保するために必要な主催者への支援業務の実施に関する方針を、地方競馬の公正確保に関する最高会議である「地方競馬公正会議」に諮り、決定された方針に基づいて必要な支援業務を行うとともに協会と全主催者が連携して公正確保の徹底に取り組む。

馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成についても、不祥事案発生防止を念頭に置いて厳正かつ着実な実施を図る。また、公正確保に係る競馬関係団体への助成を増額し、取組の強化を図る。

#### (1) 公正確保の徹底に向けた取組

競馬の公正確保を徹底するため、裁決、決勝審判、発走の執務委員として専門職員を主催者の要請に基づいて派遣し、主催者開催執務委員との連携協力の下、公正かつ円滑な競馬の実施に努める。また、「令和6年度総合的な公正確保対策」に基づき、以下の取組を進める。

##### ① 不祥事案発生防止のための取組

###### ア 厩舎関係者への研修の強化

競馬法違反事案の発生を防ぐため、厩舎関係者全般を対象に一層の自覚を促し、公正確保意識をより高める教育、指導を行う。なお、令和6年度には地方競馬の公正確保の取組を広く周知するための映像を作成し、外国人厩務員の研修を含め厩舎関係者の研修にも活用する。

調教師・騎手を協会本部に召喚して実施する研修についても、引き続き対象となる者の範囲を拡大して実施する。さらに、研修の内容を強化する必要があると判断された者については、公正部と地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）が連携して研修を行う。

###### イ 管理・監視体制の強化及び違反事案に対する厳罰化

すべての競馬場において監視管理体制の強化が図られるよう、主催者が行う監視体制強化のための施設、設備の整備への助成事業を継続する。また、不正協定等の競馬法違反行為の発生防止を目的として、調整ルーム、業務エリア等における通信機器の不正持込・使用をした違反者には、厳正な処分が科されるよう主催者に対して強く進言していく。

#### ウ 不正行為に関する情報処理体制の充実・整備

競馬法違反行為の未然防止等を目的として、厩舎関係者からの報告義務の履行徹底に加え、地方競馬における内部通報制度をその趣旨に基づいて適切に運用し、競馬関係事業者からのさらなる情報提供を促す。

また、新たな取組として、インターネット上の地方競馬に関する記事や投稿、きゅう舎関係者のSNS 等について専門事業者による定期的な確認を行うことで、不適切な行為等を迅速に発見し、速やかに対応できる体制を構築する。

#### エ 裁決の厳格化

裁決委員の養成と訓練を通じ、委員の質の向上を図る。また開催に際しては、協会裁決委員は主催者裁決委員とともに競走における監視を厳正に行い、認めるべき理由がなく騎手が本来行うべき扶助操作を行わない等、お客様の不信を招きかねない騎乗について厳正に処分することによって、競走の公正確保及びお客様の信頼確保を図る。

#### オ 厩舎関係者の勝馬投票券購入調査の実施

インターネット投票事業者の協力を得て、仮認定厩務員を含む厩舎関係者の馬券購入調査を実施し、事案の根絶を図る取組を継続する。

#### カ 禁止薬物陽性馬発生根絶に向けた諸施策の実施

令和5年4月に大幅に追加された禁止薬物及び規制薬物の周知期間が終了し、令和6年度から正式に運用が開始されることから、禁止薬物・規制薬物、飼料の管理や入退厩管理の確認等厩舎巡回を強化し、主催者獣医職員との情報共有、開業獣医師に対する研修を実施するなど、禁止薬物陽性馬発生の根絶に向けて取り組むとともに、主催者の薬物検査に対する助成事業を拡充する。

#### キ 放馬事故防止の徹底

これまでに主催者等が整備した放馬事故防止施設、設備を適切に運用するため、協会職員の立会による放馬事故防止訓練の実施を徹底するとともに、対策マニュアルの改善を行い、放馬事故発生の防止を図る。なお、すべての競馬場等において対策の強化を図るため、主催者が行う施設、設備の整備への助成事業を継続する。

#### ク 競走における公正確保の取組

競走における公正確保の取組を充実させるため、主催者が行う競走の監視に必要な施設、設備の設置に対する助成事業を継続する。

#### ケ 酷暑から人馬を保護するための取組

令和6年度は地方競馬全体として、暑さ指数が高くなる期間、時間帯の開催において、令和5年度に取りまとめた「暑熱対策についての地方競馬の取組み」に基づいた対応を行い、人馬の保護と競走中の事故減少に努める。

また、新たな取組として、競走馬の産地への循環を推進するため、主催者等が行う暑熱対策に係る施設整備に対する助成事業（下記3（1）の事業として実施）を行う。

② 公正確保対策の実施に係る推進体制強化

ア 執務環境の点検・確認

公正確保の徹底に向け、すべての競馬場の開催執務環境及び状況の点検・確認を行う。

イ 開催執務委員のレベルアップ研修

公正確保に係る事案について主催者職員との速やかな情報の共有を行うほか、開催執務委員のレベルアップ研修を開催し、事例を検証しながら主催者間の判断基準の統一等を図る。

ウ (公財) 競馬保安協会への助成の拡充

馬主登録申請者の増加や公正確保に必要な調査の強化に対応するため、(公財) 競馬保安協会への助成を拡充し、調査員の増員を図る。

エ 公正確保関連団体との連携強化

「全国公正確保対策推進会議」の構成員である調教師、騎手、厩務員等の競馬関係団体のほか、(公財) 競走馬理化学研究所、(一財) 地方競馬共済会、全国公営競馬獣医師協会等、地方競馬の公正確保を図る上で必要不可欠な業務を担う団体と公正確保の徹底への意識を共有し、連携して対策に取り組むとともに、これらの団体の公正確保に係る事業が適切に実施されるよう必要な助成を行う。

オ 地方競馬の公正確保に係る重大事案発生時の対応

地方競馬の公正確保に係る重大事案が発生した場合は、過去の対応事例等を踏まえ、主催者における再発防止策の策定に協力するとともに、他主催者に対しても情報を迅速に共有することにより地方競馬全体で再発防止を徹底し、速やかな信頼回復を図る。また、主催者が行う関係者に対する処分や指導の徹底等に全面的に協力する。

(2) 馬主及び馬の登録

馬主及び馬の登録を厳正に行うとともに関係団体と緊密な連携を図り、拒否事由該当者の排除を確実に行うほか、既登録馬主については、破産者検索システムの適切な運用、名義貸借等の情報収集に努め、不正防止に向け積極的に取り組む。

(3) 調教師、調教師補佐及び騎手の免許

調教師、調教師補佐及び騎手の免許における審査を厳正に行う。免許保有者については、主催者との意見交換等を通じて受験者の平素の生活態度や就業状況等についての情報収集を図るとともに、主催者から提供された意見も参考に免許試験を実施する。また、試験を通じて業務上必要な知識や技術の向上を促し、不祥事案防止の徹底に向けて、公正確保の重要性とその責務についてさらなる意識の定着とモラルの強化を図る。

また、厩務員の認定については、主催者に対する協力を引き続き行っていく。

(4) 騎手、調教師等の養成・訓練

教養センターにおいて、騎手及び調教師の養成・訓練を計画的に行う。

① 騎手の養成

入所希望者の増加を図り、より優秀な騎手候補生の獲得を引き続き推進する。技術・学力・精神の向上を図ることで、優れた騎手を安定的に養成していくため、フィジカルトレーニング、実馬訓練以外での技術指導、座学による各種授業等、充実を図った教育カリキュラムを遂行するとともに、メンタルトレーニングとカウンセリングに注力し、アスリートとしてだけでなく、若年期の精神的なサポートを継続する。施設面では、1,100m走路の路盤改修や外埒のグラスファイバー化等、安全面を強化するための全面改修を行う。

また、ばんえい騎手の養成についても、免許試験に向けた短期の講座を実施する。

② 騎手の訓練

免許取得後概ね2年の新人騎手を対象に、教養センターにおいてキャリア形成と公正確保の徹底を目的とした研修を実施するほか、公正部と教養センターが連携し、騎手を対象とした研修を必要に応じて実施する。

③ 調教師の養成

年2回の調教師課程において公正確保面も含め優れた調教師を養成する。

④ 調教師の訓練

公正部と教養センターが連携し、調教師を対象とした研修を必要に応じて実施する。

(5) 開催執務委員等の養成、訓練

教養センターにおいて、開催執務委員等の養成・訓練を計画的に行う。

① 開催執務委員の養成

主催者職員等を対象とした4回の基礎研修に加え、裁決、決勝審判、発走、馬場管理の各委員の業務研修を、実務に直結する内容、過去事例を参考にした対策等を中心としたカリキュラムにより2回ずつ実施する。

② 現場配置後の委員の技術研鑽

現場配置後の業務経験者のレベルアップを目的とした研修を実施する。

## 2. 畜産振興に関する業務

地方競馬の社会的責務を果たすため、畜産振興の取組への支援を拡充するとともに、「競馬の畜産振興への貢献」について広く周知を図る。

(1) 畜産振興補助事業

① 馬（軽種馬を除く）の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく馬の血統登録、優良な重種種馬の導入、生産者研修、重種馬生産に係る奨励金交付及び施設整備等の事業に対して補助を継続する。

② 畜産経営技術指導事業

畜産農家の経営診断・指導、地域畜産の活性化及び畜産物の安全かつ安定的な提供の支援などを行う事業への補助を継続する。

地域畜産の核となる道府県畜産協会等において、組織の更なる基盤強化が図られ安定的な運営に資する事業及び畜産経営指導事業に欠かせない畜産コンサルタントの育成・認定に係る事業等への補助を継続し、地域畜産振興支援体制の強化を図る。

### ③ 畜産経営合理化事業

馬の飼養・衛生管理・防疫に関する講習会等の開催により、競走馬以外の馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備などの事業への補助を継続する。

放牧を取り入れた持続的畜産の普及推進などの事業への補助を継続するとともに、豚熱のまん延防止を目的とした野生イノシシへの経口ワクチン散布について、その効果的・効率的な散布方法を実証する事業への補助を拡充する。

また、新たな取組として、チーズスターター（チーズ製造に必要な乳酸菌等の醗酵用微生物）の国産化と普及により国産ナチュラルチーズの需要拡大を図る事業や乳用牛の改良を加速する事業など 9 項目の事業への補助を行う。

### ④ その他の畜産振興補助事業

地方競馬の収益金が畜産振興及び地方財政の改善等、社会に貢献していることを広く周知するため、「国際養鶏養豚総合展 2024」等の畜産イベントや地方競馬場等において PR 活動等を行う事業への補助を継続する。

また、馬産業（特に馬産地や競馬界）において喫緊の課題とされている、馬人材（獣医師等の馬を扱う専門知識・技術を持った者）の不足を解消するための一助として、教育機関が馬人材の育成のための体制構築及び環境整備を行う事業への補助を継続する。

新たな取組として、畜産物の生産コストの販売価格への反映に係る消費者の理解醸成に向けた情報発信を行う事業や畜産物の輸出拡大に向けた畜産生産者の輸出に関する意識向上促進を行う事業など、5 項目の事業への補助を行う。

このほか、国との協議等により、緊急対策事業や広く畜産の振興に資するため特に必要であると認められる事業に対して、臨機応変に補助が実施できるよう、引き続き予算措置を講じる。

## (2) 地方競馬の畜産振興への貢献を周知するための取組

全国の畜産会組織と地方競馬主催者が協同して行う「地方競馬ミルクウィーク」などのイベント実施等により競馬の畜産振興への貢献を広く周知する。

## 3. 競走馬生産振興事業に対する補助

馬産地の生産基盤の強化を図り、競走馬の安定供給と強い馬づくりを推進するため、競走馬の生産振興、流通対策等に係る事業を行う団体に対する補助を一号交付金からの振替と J R A 特別振興資金からの交付金を原資として実施する。

### (1) 競走馬の改良増殖推進事業

家畜改良増殖法に基づく軽種馬の血統等登録に対する補助や、軽種馬の生産・育成指導事業に対する補助を行うとともに、優良な若馬の地方競馬への導入を推進するため、2歳馬競走に対し付加賞金を交付する事業への補助や、優良な繁殖牝馬の血統を残していくため、牝馬競走の価値向上を目指す「グランダム・ジャパン2024」に対してボーナス賞金を交付する事業への補助を継続する。

また、生産者支援対策の一環として、ダートグレード競走及び2歳新馬戦を対象としたNAR生産牧場賞を交付する事業への補助について、対象を拡充して行う。

新たな取組として、競走馬の健康面・安全面の向上により産地への循環を推進するため、競馬場等における暑熱対策や競走馬の脚元の保護を目的とした場内舗装等に係る施設整備への補助を行うとともに、ばんえい競走馬の血統登録の正確性を確保し重種馬の生産振興に資するため、DNA検査への補助を行う。

#### (2) 競走馬の防疫衛生対策事業

繁殖牝馬、育成馬及び競走馬に対し、予防接種を行う事業のほか、競走馬の防疫推進に資する事業への補助を継続する。

#### (3) 経営基盤強化対策事業

軽種馬生産者や指導者への研修等の実施による知識・技術の向上や人材育成、優良種牡馬整備・繁殖牝馬導入促進等による血統改良への取組のほか、草地・放牧地・離農跡地の活用等の生産環境の整備や飼料生産等の機械導入による飼養環境の改善及び強い馬づくりに資する事業への補助を行うとともに、市場流通の活性化に資する事業への補助を行う。

また、飼料・燃料の高騰対策として軽種馬生産者等を対象に給付金を支給する事業への補助を引き続き行う。

このほか、新たな取組として、軽種馬生産の安定的維持・発展のため、ダート適性を見込める優良種牡馬導入を目的とする基金設置事業への補助を行う。

### 4. 馬産地再活性化緊急対策事業に対する補助

平成26年度に終了した馬産地再活性化緊急対策事業の残存貸付金の保証及び利子補給業務を引き続き実施する。

### 5. 地方競馬の魅力の向上に向けた取組

競馬活性化計画に基づき強い馬づくりを推進するとともに、高い能力を持った馬が適性に応じて活躍できる新しいダート競走体系を整備すること等により、地方競馬の魅力の向上に取り組む。

#### (1) 競馬の魅力を上昇させるための強い馬づくりの取組

競馬活性化計画及び「強い馬づくり計画」等に基づき、「馬」「環境」「人」の側面から以下の事業に取り組み、地方発の強い馬の輩出を目指す。

① 「馬」の側面から

ア ダートグレード競走で今後の活躍が見込める2歳・3歳馬を「地方競馬強化指定馬」として選定し、当該馬が坂路等を備えた調教施設を利用する場合や他場に遠征した場合の経費への補助を行う。

イ 優良な2歳馬の導入を促進するため、2歳馬競走への付加賞金の交付への補助（上記3（1）の事業として実施）を継続する。

ウ 生産者の強い馬づくりへの意欲を喚起するため、NAR生産牧場賞の交付への補助（上記3（1）の事業として実施）を拡充して行う。

エ ダート競走における馬の能力向上に資するため、新たな取組として、ダート適性を見込める優良種牡馬導入を目的とする基金設置事業への補助（上記3（3）の事業として実施）を行う。

オ 馬主確保に向け地方競馬情報サイトによる広報周知等を実施する。

② 「環境」の側面から

ア 主催者が行う強い馬づくりに向けた施設整備（厩舎、調教施設、厩務員宿舎等）への補助を行う。

イ 外国で行われる主要な競走への地方競馬所属馬の出走を後押しするため、出走した馬への出走奨励金及び優勝した馬への褒賞金を支給する。

ウ 魅力ある競走の提供に相応しい舞台を用意するため、主催者における今後の修繕計画や日々の管理計画の策定に資するよう、各競馬場の走路の状況を調査する。

③ 「人」の側面から

ア 地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」による厩舎関係者確保のための広報を引き続き実施する。

イ 調教・飼養管理技術力向上のための研修への補助を行う。

ウ 教養センターにおいて厩舎関係者の研修を実施する。

エ 地方競馬の厩舎業務等の実態を分析したうえで、優秀な人材が集まる魅力的な職場環境、効果的な馬の飼養環境の実現に向け、厩舎業務に係る民間コンサルティング調査事業を引き続き実施する。

(2) 競馬の魅力を向上させるための競走体系の整備と番組の充実

新しいダート競走体系の整備を推進し、魅力ある競走が円滑に実施されるよう、主催者及び関係団体間の調整及び助言を行うとともに、有力馬の出走を促進し、魅力ある番組編成を図る。

① ダートグレード競走及びシリーズ競走の整備・充実

ダート競走振興会議の事務局として、主催者、JRA及び生産者団体との連携・調整を行うとともに、日本グレード格付け管理委員会に参画して円滑な格付けを実施する。

ダート競走の魅力を向上させるため、ダートグレード競走や「シリーズ競走<sup>1)</sup>」の出走馬の充実と新しいダート競走体系の整備を主催者及びJRAと連携して推進するとともに、騎手招待競走への支援を引き続き実施する。

## ② 有力馬の出走奨励

ダートグレード競走等に競走の趣旨に適った有力馬の出走を促すための褒賞金を拡充する。また、地方所属馬の馬主に対して、3歳ダート三冠競走及び頂点競走に出走する意欲を促進するための付加賞金を支給するとともに、出走奨励策の周知や出走の働きかけを行うほか、その他の効果的な施策にも取り組んでいく。さらに、遠隔地の有力馬の輸送負荷を軽減しダートグレード競走等への出走を促すため、教養センターを交流競走への出走拠点として利用可能とする。

## (3) 開催の日取り及び発走時刻の調整など競馬の開催に関する調整・助言

「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」に基づき、全国的な視野に立った開催日程や番組編成の調整・助言を行うことにより、主催者間の競合回避や地方競馬全体での競走の体系化を推進する。

### ① 開催日程及び発走時刻に関する調整

開催日程や発走時刻について、「競馬開催日程及び番組編成の調整方針」及び令和5年度に全主催者で確認した「開催日程調整についての考え方」を踏まえ、地方競馬全体として効率的な開催日程と開催場数の適正化等が図られるよう調整に努める。

### ② 番組編成に関する調整

ダートグレード競走及びシリーズ競走について、それぞれの実施目的を果たした上で競走の質的向上が図られるよう、年間スケジュールの中で適切に編成されるとともに、各発売チャンネルにより年間を通じてお客様に楽しんでいただけることを目指した調整を行うとともに、競走の趣旨に適った有力馬の出走を誘導する。

また、新しいダート競走体系に繋がる地区重賞の整備や、各シリーズ競走のさらなる盛り上げに向けて、主催者間の調整や支援を行う。

## (4) 主催者が実施するその他競馬活性化事業への補助

主催者間連携の促進を目的に競馬活性化計画に基づいて主催者が単独で新技術を活用して行う施設、設備の整備事業等に対して補助を行う。

## 6. 地方競馬の魅力の伝達とお客様の利便性向上等に向けた取組

地方競馬の魅力を確実に伝達するとともに、お客様の利便性を高めることにより地方競馬の売上を拡大し、経営基盤の強化を図る。

また、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画<sup>iii</sup>」等に基づき、関係機関等と連携しながらギャンブル等依存症対策に引き続き適切に対応していく。

### (1) 競馬の魅力を伝達するための広報の取組

地方競馬への認知を高め、より多くのお客様に参加していただくため、以下の取組を行う。

#### ① JRAとの相互発売に関する情報提供

J R Aインターネット投票システムを利用した地方競馬の勝馬投票券の発売について、スポーツ紙への発売対象競走の馬柱の掲載や、競馬専門誌への発売日程や記事広告の掲載、グリーンチャンネルでの主要競走の放映等を行う事業への補助を行う。

さらに、地方競馬の施設におけるJ R Aの勝馬投票券の発売について、新聞、テレビ、交通広告等、様々な媒体を活用した主催者による情報提供への補助を行う。

## ② 競馬の魅力と認知度向上に向けた広報展開

地方競馬の楽しさをお客様に伝えるため、競馬の魅力の中心となるダートグレード競走、特に「新しいダート競走体系」の中核を担う3歳ダート三冠競走を中心としたプロモーションを新時代の幕明けに相応しい規模・内容で行う。また、J B C競走については、開催主催者と連携しながら、ダート競馬の祭典に相応しい効果的な全国広報に取り組むとともに、各シリーズ競走等についても主催者と連携した全国的な広報展開を行う。

さらに、重点的な広報機会である年末年始については、J R Aとの連携を深め、活性化補助事業を最大限活用して、我が国の競馬全体の盛り上げを図り、地方競馬の売上の最大化に努める。

## ③ 地方競馬情報サイトの充実

お客様への情報提供の中核となる地方競馬情報サイトのコンテンツの拡充やユーザビリティの向上、各種SNSや地方競馬情報アプリとも連携した活用を図り、お客様への情報発信の充実及び参加意欲の促進に努める。

## ④ メディアの複合的な活用とアフターコロナにおけるWEB広報の強化

広報事業実施にあたっては、地方競馬情報サイトとも連携しながら、様々な媒体を複合的に活用し、各種メディアの特性に応じたお客様への情報発信に取り組む。また、コロナ禍により比重の高まった在宅投票の利用者の定着・拡大を図るため、出馬表やレース中継などの幅広い情報提供等を行い、WEBを活用した広報展開を強化する。

## ⑤ 新たなお客様の定着と売上向上を目指すプロモーション事業の実施

地方競馬のライトファンや新規参加者をターゲットにして、売上向上の核となるダートグレード競走の魅力をより深く伝達するため、特設サイトによる情報発信を強化する。また、地方競馬の特色の一つである女性騎手を総合的にプロモーションする事業に引き続き取り組む。

## ⑥ 公益貢献をアピールする取組

地方競馬の収益金が、馬事・畜産の振興や地方財政の改善等に活用され、社会貢献していることを広く周知するため、地方競馬情報サイト等での効果的な情報発信を行うとともに、「地方競馬ミルクウィーク」などのイベントを実施する。(上記2(2)の事業として実施)。

## ⑦ 地方競馬の表彰式典の開催

関係者の功績を称えるとともに、マスコミ等を通じて地方競馬に関する話題を提供する場として、「NARグランプリ2024」を開催し、成績優秀な

競走馬、調教師及び騎手等の表彰を行う。

(2) システムの整備及び運用

お客様への情報提供や勝馬投票券の発売等に必要な「地方競馬の共通基幹システム」の安定的かつ円滑な運用に努める。

令和6年度には、第3期地方競馬共同トータリゼータシステム及び第3期地方競馬統合ネットワークシステムの構築を完了して着実に移行するとともに、主催者の運用手順の習熟に向けた研修やシステムの不具合発生を想定した訓練を実施する。

今後、更新が予定されている統合型競馬情報システム（IRIS）等、次期の「地方競馬の共通基幹システム」については、技術や経費に関する妥当性に留意しつつ、安定的なシステムを構築するため、専門的知見を有する民間コンサルティング等の事業者のノウハウ活用を図る。

(3) 来場促進の取組

アフターコロナの社会情勢下において、競馬場の賑わいを取り戻すために主催者が連携して実施する来場促進策への補助を行う。

また、外国人観光客（インバウンド）に、数あるレジャーの中から体験型アクティビティとして地方競馬が選ばれるよう、その魅力を広く発信する。

(4) ギャンブル等依存症対策

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」や「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき対策を進めるとともに、公営競技に係る団体をはじめ、関係機関と連携しながら、インターネット投票におけるアクセス制限の強化や従業員教育の推進等の課題に適切に取り組む。

## 7. 競馬の国際化への対応

日本のダート競走の国際的な評価を高めるため、将来的に全てのダートグレード競走を国際競走とするための取組を推進し、国際セリ名簿基準委員会においてパートI国として承認されている日本の競馬の一翼を担う機関として、競馬の国際化への対応を着実にを行う。

(1) 国際競馬統括機関連盟総会や各種国際会議に参画し、競走ルールの変更や薬物規制の見直し等、競馬の国際化に係る諸課題への円滑な対応を図るとともに地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化に向けた働きかけを行う。

(2) 海外の競馬関係者に対して、ダートグレード競走の成績等の地方競馬に関する各種統計情報の提供や地方競馬PR動画を作成するなどの情報発信を行い、地方競馬で行うダートグレード競走の国際競走化の取組を強化する。

(3) ダートグレード競走のより高い国際格付けの取得に向けて、レースレーティングを向上させるため、競走の趣旨に適った有力馬の出走を促すための褒賞金を拡充するほか、3歳ダート三冠競走及び頂点競走に出走する意欲を促進する

ための付加賞金を支給する等の取組を行う。(上記5(2)の事業として実施)。

- (4) JRAハンデキャッパーと緊密に連携し、国際的な競走馬の能力指標であるレーティングの作成を行う。
- (5) 外国で行われる主要な競走への地方競馬所属馬の出走を後押しするため、出走した馬への出走奨励金及び優勝した馬への褒賞金を支給する(上記5(1)の事業として実施)。
- (6) 教養センターの国際検疫厩舎を有効活用しながら、地方競馬で行う国際交流競走における海外の競馬関係者との連絡調整及び競走馬の出入国に係る検業務等を必要に応じて行い、国際交流競走の実施や地方競馬所属馬の外国で行われる国際競走への出走を支援する。

## 8. 適切な事業運営等の確保と総合的な組織力強化への取組

協会が適切な事業運営等を行えるよう、以下に掲げる事項に取り組む。

- (1) 競馬活性化計画の評価と推進  
競馬活性化計画に基づき、「地方競馬の共通基幹システム」の更新や強い馬づくりへの支援、競走体系の整備等を推進し、計画に基づく主催者の経営基盤強化に向けた取組が着実に実施されるよう後押しする。
- (2) 適切かつ効率的な事業運営の実施  
地方共同法人としての責務を確実に果たすため、コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化とともに、主催者の立場・視点に立った適切かつ効率的な事業運営の実施を目指す。
- (3) 中長期的な財政見通しを踏まえた健全な財政運営  
経済の先行きや売上動向を注視するとともに、中長期的な財政見通しを踏まえ、持続可能な地方競馬の発展に資するよう、健全な財政運営を行う。
- (4) 人材の確保・育成及び組織力向上の取組  
競馬のプロ集団としての組織基盤を安定的に維持するため、計画的な職員等の採用により人員・人材を確保するとともに、職務に応じた適切な教育・研修等により人材を育成する。また、令和6年1月に移転した新事務所を有効活用して効率性及び生産性の高い業務遂行を行い、組織力向上を図る。
- (5) 引退競走馬の福祉対策  
国際的なアニマルウェルフェアへの関心の高まりを受け、「引退競走馬に関する検討委員会」に参加し、引退競走馬の福祉に関する課題について協議していくとともに、引退名馬繋養展示事業への支援や引退競走馬のリトレーニングに対する支援等を行う。また、新たに設立される予定の引退競走馬に関する取組を行う専門的団体へ基本財産を拠出する。
- (6) 補助事業や助成事業に対する監査及び協会業務に係る監査の適切な実施

各補助事業等について、外部機関からの評価や適切な監査の実施によって透明性と公平性を確保することに努めるとともに、協会業務の内部監査を監事監査と連携して適切に実施する。また、事業運営の適正化を図る一環として監査法人による会計監査を実施する。

- 
- i 競馬番組等の関連情報を管理する「統合型競馬情報システム (IRIS)」、勝馬投票券の発売、払戻等を行う「地方競馬共同トータリゼータシステム (共同 TZS)」、統合型競馬情報システム及び地方競馬共同トータリゼータシステムから、地方競馬情報サイトやマスコミへデータを配信する「開催情報配信システム」、インターネット回線を介してライブ映像等を配信する「地方競馬映像配信システム」、投票、映像、開催情報等のデータを送受信する「地方競馬統合ネットワークシステム」、及び勝馬投票券発売施設におけるオッズ表示を管理する「オッズ等表示システム」の総称
  - ii 地方競馬における複数の競走を目的によってグループ化して、単体の競走以上の付加価値を生み出すために整備された競走群。令和6年度は「グランダム・ジャパン」、「未来優駿」、「3歳スプリントシリーズ」、「地方競馬ジョッキーズチャンピオンシップ」、「ヤングジョッキーズシリーズ」及び「レディスジョッキーズシリーズ」を実施する。
  - iii ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成31年4月19日に閣議決定され、令和4年3月25日に変更された計画が閣議決定された。